平成２８年（フ）第４２４５号
大阪市阿倍野区文の里４丁目24番14―606号、前住所大阪市阿倍野区松崎町４丁目５番13号ハイツかわしま301号
債務者　櫛田　將博
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３７７号
大阪市東淀川区西淡路３丁目４番９号
債務者　瀬戸口靖英
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３８４号
大阪市淀川区塚本５丁目３番32号みのり荘７号室
債務者　永田全良こと　姜　　全良
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３８８号
大阪市大正区千島２丁目４番４―430号
債務者　森川　直治
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２６３号
埼玉県川口市大字安行藤八308番地　中山荘
債務者　山口　　豊
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５３０号
埼玉県所沢市大字山口5074番地の１　エクセレンス当麻101、前住所埼玉県所沢市大字山口5063番地の１　48―１―103
債務者　谷口　アキ
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５３１号
埼玉県所沢市大字山口5074番地の１　エクセレンス当麻101、前住所埼玉県所沢市大字山口5063番地の１　48―１―103
債務者　谷口　孝一
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２０２号
群馬県高崎市上佐野町452番地１　小出貸家
債務者　島田　節子
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２０８号
群馬県藤岡市上大塚1656番地４　サンハイムＡ101
債務者　小林　幸雄
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第８８号
北海道小樽市勝納町９番121号　ハーバーライトビュー301、前住所北海道小樽市桜２丁目14番３号
債務者　渡邉　芳枝
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第１２１号
北海道苫小牧市末広町１丁目19番14―102号
債務者　小熊　梨渚（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第９７号
青森県八戸市沼館３丁目４番76号　コーポアップル２Ｆ―Ｄ号室、前住所青森県八戸市沼館３丁目４番76号　コーポアップル２Ｆ―Ｃ号室
債務者　平井　忠市
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第５６３号
仙台市宮城野区福室２丁目８番17―715号
債務者　佐藤　幸造
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８８号
宮城県栗原市栗駒岩ケ崎神明14番地１　定住促進栗駒住宅203号
債務者　高橋　敏雄
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第９１号
宮城県遠田郡美里町北浦字川戸浦24番地２
債務者　阿部　三男
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第２７０号
新潟市東区空港西２丁目９番７号　ラッキースクエア102号、前住所新潟市東区宝町４番８号　パインハウス102号
債務者　宮川　愛彩
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７９号
新潟市中央区川岸町３丁目20番地４　市営住宅115号
債務者　坂井　愛実（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
新潟地方裁判所民事部